

福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「交付規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、市町村及び地域団体が街頭犯罪防止対策防犯カメラを設置する事業に係る経費の一部を補助することにより、街頭犯罪等の防止やこどもの安全確保及び地域住民の不安解消を図り、もって県民が安全で安心して暮らすことができる犯罪のない地域社会づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 街頭犯罪

路上強盗、ひったくり、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい及び自動販売機ねらいのほか、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐・人身売買、暴行、傷害及び恐喝のうち街頭で行われたものをいう。

(2) 侵入犯罪

侵入強盗、侵入窃盗（空き巣、忍込み、居空き）、住居侵入をいう。

(3) 脅威事犯

声掛け、つきまとい、露出、痴漢、のぞき見・盗撮、卑わいな言動、その他（性犯罪目的の住居侵入、その他性犯罪に発展するおそれがある行為）をいう。

(4) 地域団体

町内会、自治会その他の地域的な共同活動を行う団体で、次に掲げる全ての要件を満たす団体をいう。

ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。

イ 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。

ウ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。

エ 規約、代表者等を定めていること。

(補助金の交付の対象)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市町村が、当該市町村の区域内において実施する次の各号に掲げる事業とし、補助対象経費は別表1のとおりとする。

(1) 市町村防犯カメラ直接設置事業

市町村が街頭犯罪防止対策を目的として自ら防犯カメラを設置する事業

(2) 市町村防犯カメラ設置促進補助事業

地域団体が行う街頭犯罪防止対策を目的とした防犯カメラを設置する事業に対し、市町村が補助金交付要綱を独自に制定した上で補助する事業

(補助金の交付の条件)

第5条 交付規則第5条第3項に規定する必要な補助条件は次の各号に定める条件とする。

- (1) 防犯カメラ及び録画装置の性能については、設置場所、条件に応じて十分な性能を有するものであること。
- (2) 防犯カメラの撮影対象範囲については、道路、公園等の公共空間を撮影するものであること。
- (3) 別に定める「福岡県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って管理及び運用がなされること。
- (4) 防犯カメラ設置者は、当該設置場所の所有者等の同意又は許可を得ること。
- (5) 補助事業(全部又は一部)を賃貸借契約により実施する場合は、その契約期間は5年以上とすること。
- (6) 防犯カメラの設置地域については、次の要件のいずれかを満たす地域であること。
 - ア 過去において街頭犯罪、侵入犯罪又は子どもや女性等に対する声掛けやつきまとい等の脅威事犯が発生し、防犯カメラの設置に関する地域住民の要望がある地域
 - イ 「登下校防犯プラン」(平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定)に基づく通学路の緊急合同点検等により把握された危険箇所に関して、防犯カメラの設置に関する地域住民の要望がある地域
 - ウ その他ア又はイに掲げる地域に準ずるものとして、知事が認める地域

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、別表2により算定した額から1,000円未満の端数を切り捨てて得られた額とする。ただし、他の収入(寄附金等をいう。)を財源として活用する場合は、その額を補助対象経費から控除する。

(補助金の交付申請)

第7条 市町村は、補助金の交付の申請を受けようとするときは、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置計画表(様式第2号)
 - (2) 防犯カメラ設置計画図(様式第3号)
 - (3) 収支予算書(様式第4号)
 - (4) 防犯カメラ設置に関する意見照会書(様式第5号)
 - (5) 防犯カメラの仕様書
 - (6) 補助対象経費に係る見積書
 - (7) 防犯カメラ管理・運用規程(案)
 - (8) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業が市町村防犯カメラ設置促進補助事業の場合は、前項に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- (1) 地域団体に対し防犯カメラ設置の補助金を交付する根拠となる補助金交付要綱
 - (2) 市町村が地域団体に対し補助する金額が分かる書類

(3) 地域団体の概要が分かる書類

(交付金の交付決定及び通知)

第8条 知事は、市町村から前条の規定に基づく交付申請があった場合は、その内容を申請書類に基づいて審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により市町村に通知する。

(交付金の交付決定の取消し)

第9条 知事は、市町村が偽りその他不正の手段によりこの補助金の交付を受けたとき若しくは補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付決定前着手の届出)

第10条 市町村が第8条の規定により交付決定の通知を受ける前（第7条の規定により交付申請を行う前を含む。）に補助事業に着手するときは、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付決定前着手届（様式第7号）により、あらかじめ知事に届け出なければならない。

(申請の取下げ)

第11条 交付規則第7条第1項に規定する申請の取下げについて知事が定める期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内とし、申請の取下げをしようとする市町村は、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容の変更)

第12条 市町村は、第8条の規定による交付決定後に、補助事業の内容の変更を行う場合は、あらかじめ知事と協議の上、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金変更交付申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。ただし、前記の知事協議において、補助額に変更がなく事業遂行に影響を及ぼさない程度の軽微な変更と判断された場合はこの限りでない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、変更交付決定を行い、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により市町村に通知する。

(中止又は廃止の承認)

第13条 市町村は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を承認する場合において、必要に応じ交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(補助金の概算払)

第14条 市町村は、補助金の概算払を受けようとするときは、福岡県防犯対策カメラ

設置支援事業補助金概算払請求書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。
2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払するものとする。

（状況報告）

第15条 市町村は、知事から補助事業の実施に関して知事が必要と認める事項について報告を求められた場合は、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業実施状況報告書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第16条 市町村は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して1月以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い時期に、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金実績報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置結果表（様式第2号）
- (2) 防犯カメラ設置結果図（様式第3号）
- (3) 収支精算書（様式第4号）
- (4) 補助対象経費に係る請求書又は領収書の写し
- (5) 防犯カメラ管理・運用規程
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業が市町村防犯カメラ設置促進補助事業の場合は、前項に掲げる書類のほか、地域団体が市町村に提出した実施報告書（添付書類を含む。）の写しを知事に提出しなければならない。

（額の確定）

第17条 知事は、前条の規定に基づく実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金確定通知書（様式第14号）により市町村に通知するものとする。

2 市町村は、前項の補助金の額が確定した後に、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金精算払請求書（様式第15号）を知事に提出するものとする。

（補助金の返還）

第18条 知事は、第9条の交付決定の取消し、第12条第2項の変更交付決定及び前条第2項の額の確定をした場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、その超えている部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第19条 市町村は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分した収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときにはいつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(効果の検証)

第20条 補助金の交付を受けた市町村は、知事から防犯カメラ設置後の街頭犯罪防止に関する効果について、説明若しくは資料の提出を求められたときは、その有する情報を提供しなければならない。

(財産の処分の制限等)

第21条 補助事業により取得した財産は、交付規則第20条の規定に基づき処分を制限され、制限する期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表1を準用する。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度から令和10年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成28年12月16日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の福岡県性犯罪防止対策防犯カメラ設置支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請された補助金について適用し、同日前に申請された補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年7月13日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の福岡県性犯罪防止対策防犯カメラ設置支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請された補助金について適用し、同日前に申請された補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助対象経費	
内 容	
新たな防犯カメラの購入又は賃借及び設置工事等に要する経費（メンテナンス等の維持及び管理経費は除く。）	
・ 防犯カメラ及び録画装置等（ネットワーク接続型防犯カメラを設置する場合は設置に係る設備投資を含む）、防犯カメラと一体として機能する機器の購入費又は賃借料（賃借の場合は申請年度（初年度）のみ補助する。）	
・ 専用ポール等機器の設置工事費	
・ ケーブル設置工事費	
・ 防犯カメラの設置を示す看板等の設置費	
・ その他、設置に必要な経費	

別表2（第6条関係）

事業区分	補助金の交付額
	内 容
市町村防犯カメラ直接設置事業	第4条の補助対象経費の2分の1以内の額とする。 ただし、防犯カメラ1台当たり20万円を上限とする。 また、ネットワーク接続型防犯カメラによる庁舎内管理（モニター、録画機器等の設置による庁舎内での確認が可能な環境の構築）を行う場合は、補助対象経費の2分の1以内で上限30万円を上乗せする。（市町村当たり1回に限る）
市町村防犯カメラ設置促進補助事業	第4条の補助対象経費から市町村補助額を除いた経費の2分の1以内の額とする。 ただし、防犯カメラ1台当たり5万円を上限とする。

福岡県知事 殿

所在地
(市町村長)

福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり補助金を受けたいので、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添付の上、申請します。

記

1 補助対象経費	円
2 補助交付申請額	円
3 事業の主たる目的	
4 期待できる効果	
5 事業完了予定年月日	年 月 日

※1 補助金所要額調書（別紙1）を添付すること。

※2 要綱第7条の必要書類を添付すること。

別紙1 (交付申請書添付書類)

補助金所要額調書

○ 市町村防犯カメラ直接設置事業【購入】

事業費総額 (A)	補助対象経費 (B)	他の収入 (寄附金等) のうち補助対象経費に充てる額 (C)	県補助額 (D)	設置者負担額 (E)
				A-C-D

○ 市町村防犯カメラ直接設置事業【賃借】

初年度分の事業費総額 (A)	初年度分の補助対象経費 (B)	他の収入 (寄附金等) のうち補助対象経費に充てる額 (C)	初年度分の県補助額 (D)	設置者負担額 (E)
				A-C-D

○ 市町村防犯カメラ設置促進補助事業【購入】

地域団体名	事業費総額 (A)	補助対象経費 (B)	他の収入 (寄附金等) のうち補助対象経費に充てる額 (C)	市町村補助額 (D)	県補助額 (E)	設置者負担額 (F)
						A-C-D-E
合計						

○ 市町村防犯カメラ設置促進補助事業【賃借】

地域団体名	初年度分の事業費総額 (A)	初年度分の補助対象経費 (B)	他の収入 (寄附金等) のうち補助対象経費に充てる額 (C)	市町村補助額 (D)	初年度分の県補助額 (E)	設置者負担額 (F)
						A-C-D-E
合計						

注 市町村防犯カメラ設置促進補助事業の場合は地域団体ごとに記載し、必要に応じて行を追加すること。

様式第2号（第7条、第16条関係）

防犯カメラ設置（計画・結果）表

番号 （※1）	実施団体 （※2）	防犯カメラ設置場所 （管轄小学校区）	防犯カメラ設置場所の 土地の所有者	設置地域 （※3）	防犯カメラ設置 （予定・実施）日
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			

※1 防犯カメラ1台ごとに番号を付すること。

様式1枚に記載できない場合は、複数枚使用のこと。

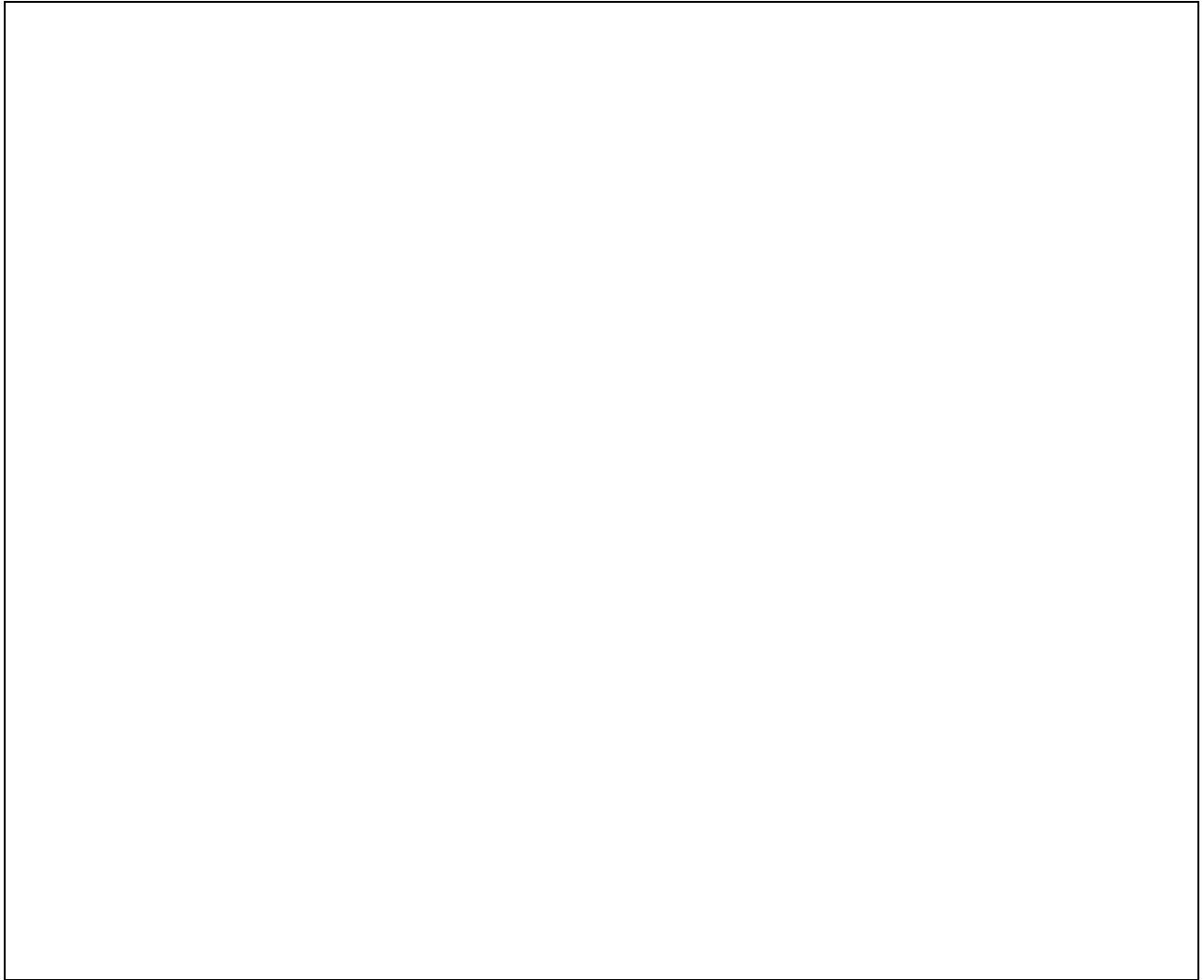
※2 市町村防犯カメラ直接設置事業については市町村名を、市町村防犯カメラ設置促進補助事業については地域団体名を記載すること。

※3 要綱第5条第6号ア～ウから該当するものを選択して記載すること(複数可)。

注 すべての防犯カメラの設置場所が把握できる地図を添付すること。

様式第3号（第7条、第16条関係）

防犯カメラ設置（計画・結果）図（番号　　）



- 注
- ・地図は、縮尺及び地図上の距離を記載した地図であって、防犯カメラ設置場所及び撮影範囲を明示すること。
 - ・様式第2号に掲げる番号ごとに作成すること。

1 防犯カメラ設置場所の写真

様式第4号（第7条、第16条関係）

収支（予算・精算）書

1 収入の部

項 目	（予算・精算）額	備 考
合 計		

2 支出の部

項 目	（予算・精算）額	備 考
合 計		

様式第5号（第7条関係）

防犯カメラ設置に関する意見照会書	
年 月 日	
警察署長 殿	所在地
（市町村長）	
防犯カメラ設置にあたり、街頭犯罪防止の効果について意見照会します。	
記	
防犯カメラ設置場所	
防犯カメラ設置台数	台
設置理由	
注 1 意見照会書は防犯カメラの設置場所又は様式第3号の1葉ごとに作成すること。	
2 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲が把握できる図面を添付すること。	
防犯カメラ設置に関する意見回答書	
年 月 日	
（市町村長） 殿	警察署長
上記の防犯カメラの設置について、下記のとおり回答します。	
記	
<input type="checkbox"/> 街頭犯罪防止に効果が期待できる。	
<input type="checkbox"/> その他（ ）	

- 注 1 該当する□印の欄中にチェックをお願いします。
- 2 「街頭犯罪防止の効果」については、次の事項について考慮をお願いします。
- ・ 現に街頭犯罪、侵入犯罪又は脅威事犯その前兆となる事案が発生している地域で、その抑止に資するものであること。
 - ・ 地域住民による防犯カメラの設置等に関する要望があること。
- 3 「その他」とは、設置場所について警察署との協議を要する場合や参考意見がある場合等にその旨を記載してください。

福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付決定通知書

所在地
名 称

年 月 日 第 号により申請のあった福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）第4条及び福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり交付決定します。

年 月 日

福岡県知事

記

- 1 補助金交付額及び補助事業に要する経費は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金交付額が変更されたときは、別に通知する。

補助事業に要する経費	円
補助金交付額	円

- 2 補助事業の内容は、交付申請書記載のとおりとする。
- 3 市町村は、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）及び福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 4 福岡県補助金等交付規則第5条の規定により知事が付する補助金交付の条件は、次のとおりである。
 - (1) 補助事業の内容の変更を行う場合、あらかじめ知事と協議の上、変更交付申請書を知事に提出すること。ただし、軽微な変更であって、知事が認めた場合はこの限りでないこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が事業完了予定期日までに完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助事業が完了したときは、完了の日から起算して1月以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い時期に実績報告書を提出すること。
 - (5) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
 - (6) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。（補助事業の一部を賃貸借契約により実施する場合は、その契約期間は5年以上とすること。）

福岡県知事 殿

所在地
(市町村長)

福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付決定前着手届

福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金の補助事業について、別記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
 - ア 種類
 - イ 設置場所
- 3 期待できる効果
- 4 着手予定年月日
- 5 完了予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

交付決定を受けられなかった場合又は交付決定を受けた補助金の額が交付申請額若しくは交付申請予定額に達しない場合であっても、異議がないこと。

福岡県知事 殿

所在地
(市町村長)

福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日 第 号で交付決定のあった標記補助事業の内容を
下記のとおり変更したいので、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付要綱第12
条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 補助金交付申請額等

区 分	変更後(A)	変更前(B)	差引増減(A-B)
補助金交付申請額			
補助対象経費			

2 変更の内容（交付決定に変更が生じたものについて記載すること。）

3 変更の理由

福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金変更交付決定通知書

所在地
名称

年 月 日 第 号で交付決定した福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）第4条及び福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき下記のとおり交付します。

年 月 日

福岡県知事

記

- 1 補助事業に要する経費及び補助金交付額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金交付額が変更されたときは、別に通知する。

補助事業に要する経費 円
補助金交付額 円

- 2 補助事業の内容は、年 月 日 第 号の変更交付申請書記載のとおりとする。
- 3 1及び2以外の事項については、年 月 日 第 号の交付決定通知書のとおりとする。

様式第10号（第13条関係）

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

所在地
(市町村長)

福岡県防犯対策カメラ設置支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日 第 号で交付決定のあった標記補助事業を次のとおり中止（廃止）したいので、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

様式第 1 1 号 (第 1 4 条関係)

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

所在地
(市町村長)

福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金概算払請求書

年 月 日 第 号で交付決定のあった標記補助金の概算払を受けたいので、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 概算払請求額 | 円 |
| 2 | 補助金受領状況 | |
| | 補助金交付決定額 | 円 |
| | 概算払受領済額 | 円 |
| | 今回請求額 | 円 |
| | 残額 | 円 |
| 3 | 概算払の理由 | |

様式第12号（第15条関係）

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

所在地
(市町村長)

福岡県防犯対策カメラ設置支援事業実施状況報告書

年 月 日 第 号で交付決定のあった標記補助事業について、
福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 事業実施状況

様式第13号（第16条関係）

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

所在地
(市町村長)

福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金実績報告書

年 月 日 第 号で交付（変更交付）決定のあった福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金について、事業が完了したので、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付要綱第16条の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

記

1 補助金交付決定額	円
2 実績額	円
3 事業完了年月日	年 月 日

※1 補助金精算額調書（別紙1）を添付すること。

※2 要綱第16条の必要書類を添付すること。

別紙1 (実績報告書添付書類)

補助金精算額調書

○ 市町村防犯カメラ直接設置事業【購入】

事業費総額 (A)	補助対象経費 (B)	他の収入 (寄附金等) のうち補助対象経費に充てる額 (C)	県補助額 (D)	設置者負担額 (E)
				A-C-D

○ 市町村防犯カメラ直接設置事業【賃借】

初年度分の事業費総額 (A)	初年度分の補助対象経費 (B)	他の収入 (寄附金等) のうち補助対象経費に充てる額 (C)	初年度分の県補助額 (D)	設置者負担額 (E)
				A-C-D

○ 市町村防犯カメラ設置促進補助事業【購入】

地域団体名	事業費総額 (A)	補助対象経費 (B)	他の収入 (寄附金等) のうち補助対象経費に充てる額 (C)	市町村補助額 (D)	県補助額 (E)	設置者負担額 (F)
						A-C-D-E
合計						

○ 市町村防犯カメラ設置促進補助事業【賃借】

地域団体名	初年度分の事業費総額 (A)	初年度分の補助対象経費 (B)	他の収入 (寄附金等) のうち補助対象経費に充てる額 (C)	市町村補助額 (D)	初年度分の県補助額 (E)	設置者負担額 (F)
						A-C-D-E
合計						

注 市町村防犯カメラ設置促進補助事業の場合は地域団体ごとに記載し、必要に応じて行を追加すること。

様式第14号（第17条関係）
公印省略

第 号

福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金確定通知書

所在地
名称

年 月 日 第 号で実績報告のあった福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）第14条及び福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

福岡県知事

記

1 補助金の確定額 円

様式第15号（第17条関係）

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

所在地
(市町村長)

福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金精算払請求書

年 月 日 第 号で額の確定があった標記補助金の精算払を受けたいので、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付要綱第17条第2項の規定に基づき申請します。

記

補助金の確定額	円
概算払受領額	円
精算額（今回請求額）	円